

第30回福島地方労働審議会

労働基準部資料

1. 準備はお済みですか？

いよいよ2019年4月1日から働き方改革関連法が順次
施行されます

2. 福島県最低賃金

3. 福島労働局 第13次労働災害防止計画

4. 県内中小企業事業主の皆さまへ

労働時間等の見直しに向けて、個別訪問いたします！

福島県内各事業主の皆さまへ

準備はお済みですか？

いよいよ **2019年4月1日**から
働き方改革関連法が**順次施行**されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2019年4月1日～

フレックスタイム制の清算期間が延長 されます！

フレックスタイム制の清算期間の上限が **1か月から3か月に延長**
され、労働者は月をまたいだ労働時間の調整により、柔軟な働き方が可能となります。



厚生労働省福島労働局・各労働基準監督署

いよいよ2019年4月1日から 働き方改革関連法が順次施行されます

Point

4

施行：2019年4月1日～

長時間労働者に対する医師による面接指導が充実・強化されます！

- ① 医師による面接指導の対象を、週40時間超の労働時間が月100時間超の者で申出をした者から、月80時間超の者で申出をした者に**拡大**されます。
- ② 上記①の医師による面接指導の的確な実施のため、その前提となる労働者の労働時間の状況の把握を、客観的な方法その他適切な方法により行うことが求められます。

Point

5

施行：2019年4月1日～【努力義務】

勤務間インターバル制度の導入を検討しましょう！

労働者の十分な生活時間等の確保のため、勤務間インターバル制度の導入を検討しましょう。

★勤務間インターバル制度とは「1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組み」です。

➤ 働き方改革関連法の詳細は・・・

福島労働局トップページ → 働き方改革
をご参照ください。

又は

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00054.html



福島県最低賃金

特定(産業別)最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

輸送用機械器具製造業最低賃金

平成30年12月14日発効 **851円** 17円UP

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・部品、眼鏡製造業最低賃金

平成30年12月15日発効 **849円** 17円UP

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)

平成30年12月19日発効 **815円** 17円UP

自動車小売業最低賃金

(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)

平成30年12月21日発効 **848円** 17円UP

非鉄金属製造業最低賃金

平成29年12月16日発効 **847円**
※今年度は改正が見送られ、据え置かれています。

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(772円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

772円

時間額

 平成30年10月1日発効
※パートやアルバイトにも適用されます。

最低賃金引上げ支援
中小企業向け

業務改善 助成金

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



厚生労働省 福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎ 024-536-4604
又は最寄りの労働基準監督署へ



福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



現状と計画のねらい

福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・ 死亡者：20人 ・ 死傷者(休業4日以上)：1,839人

- 働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。
- 就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

計画の目標

基本目標：① 死亡者数を**15%以上減少**

② 死傷者数(休業4日以上)を**5%以上減少**

個別目標：③ 建設業の死亡者数を**15%以上減少**

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を**15%以上減少**

④ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑤ 東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

⑥ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

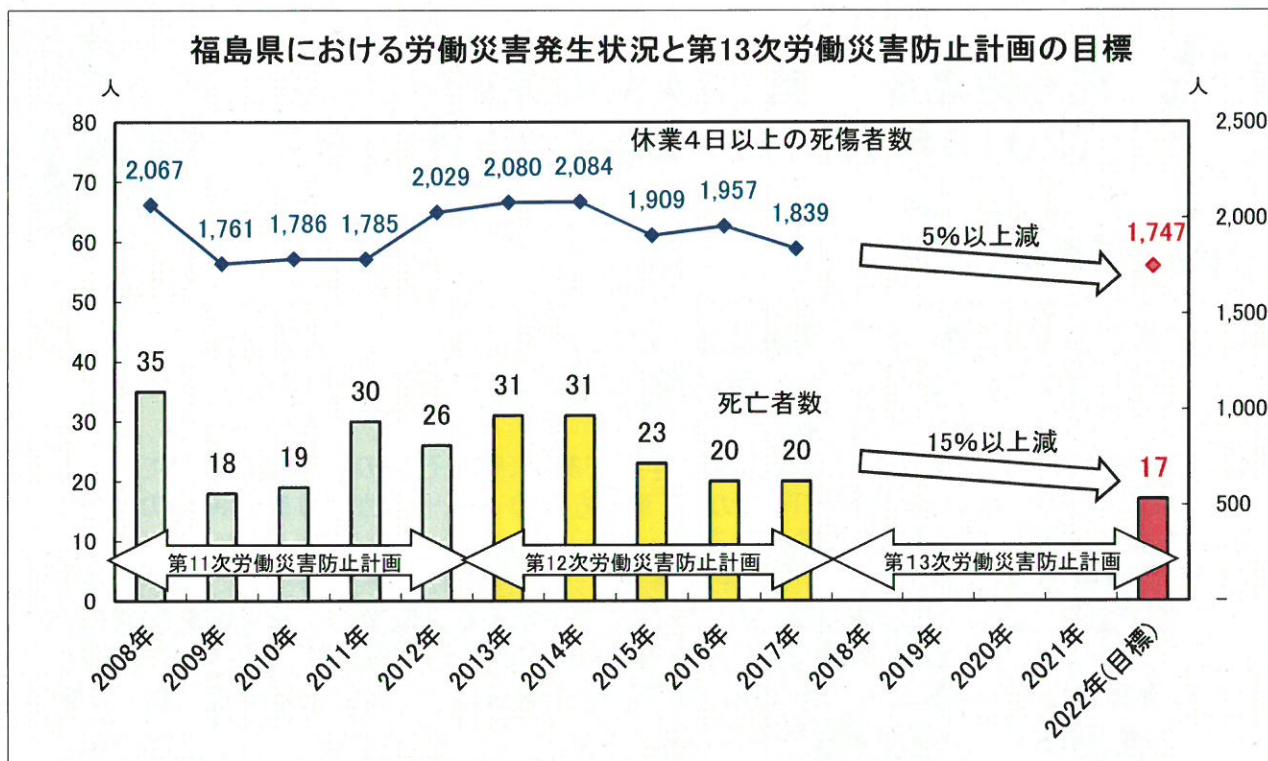
⑦ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

⑧ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

⑨ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

⑩ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑪ 職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を**5%以上減少**



計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間(～9月)
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間(1日～7日)、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間(1日～7日)
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間(～2月)

重点事項の具体的取組

(1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

- 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。
また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。
さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。
また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組ませる。

(2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。
- 製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。
- 林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。
- 「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。
- 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。
- 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。
- ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。
- 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

(4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- 陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- 福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね!」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。
- 介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。
- 日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。
- 交通労働災害防止対策を呼びかける。
- 派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。
- 外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。
- 障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。
- 化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。
- 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。
- 必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。
- 個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。
- 健康管理手帳制度の周知を行う。
- 事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。
- 第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。
- 労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。
- 労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。
- 登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

(8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。

県内中小企業事業主の皆さまへ

労働時間等の見直しに向けて、個別訪問いたします！

- 「働き方改革」の推進に向け、労働基準法等が改正されます。
- 福島労働局では、中小企業事業主の皆さまからの以下のようなご相談について、担当職員が個別訪問の上、必要な取組について説明・提案いたします。
- 特に、現在、社内で月45時間を超える残業がある事業主の皆さま、この機会に“働き方”の見直しを図りませんか？

※労働基準監督署が行う調査指導ではありません。

訪問相談無料、秘密厳守。遠慮なくお問い合わせください！！

- ㊦ 変形労働時間制など労働時間に関する制度を知りたい
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組方法を知りたい
- ㊦ 労働基準法等の改正内容について知りたい
- ㊦ 働き方の見直しに取り組む際に利用可能な支援(助成金)を知りたい

県内全監督署に設置している

「労働時間相談・支援コーナー」

所属の職員が各社へ直接訪問の上、各企業の実情やご相談内容を踏まえてアドバイスいたします！



- ◆ ご連絡は、裏面の各監督署にお電話いただくか、裏面の申込書を各監督署あてFAXください。
- ◆ おって、担当職員から訪問日の日程調整等をさせていただきます。

監督署受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



福島労働局・各労働基準監督署

「個別訪問相談」利用 FAX申込書

平成 年 月 日

労働基準監督署内「労働時間相談・支援コーナー」御中



労働時間見直しに向けた個別訪問相談を利用したいので申し込みます。

事業場の名称			
所在地			
電話番号	()		
事業の種類		労働者数	人
担当者職氏名			

監督署名	電話番号	FAX番号	管轄区域
福島監督署	024-536-4610	024-536-4614	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山監督署	024-922-1370	024-922-1487	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡
いわき監督署	0246-23-2255	0246-25-1097	いわき市
会津監督署	0242-26-6494	0242-26-6496	会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
須賀川監督署	0248-75-3519	0248-75-3520	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
白河監督署	0248-24-1391	0248-24-1393	白河市、西白河郡、東白川郡
喜多方監督署	0241-22-4211	0241-22-4212	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬監督署	0244-36-4175	0244-36-4176	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡監督署	0240-22-3003	0240-22-3027	双葉郡